

## 令和6年度松本市観光動向調査業務委託仕様書

### 1 業務名

令和6年度松本市観光動向調査業務

### 2 趣旨

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少に加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響、デジタル技術の進展と社会のDX化、ゼロカーボンに向けた取組み等、観光を取り巻く環境の大きな変化とともに旅行者の価値観や需要も大きく変化している。これらの変化を踏まえ、松本市では令和6年3月に「松本市観光ビジョン」を策定したところである。

本事業は、当該ビジョン記載の施策「継続的なデータ収集と分析」の観点から、現状の観光客の動向や変化について把握し、更なる観光振興を図るため、国内外の来松旅行者を対象としてアンケート調査及び分析を実施するもの。

### 3 期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

### 4 業務内容

#### (1) 日本人旅行者調査

松本市を訪れた日本人旅行者に対してアンケート調査を実施するもの。

##### ア サンプル数

年間合計1200以上（夏、秋、冬各400サンプル以上が望ましい。）

※ 非現実的な回答と異常値を除く

##### イ 調査期間

夏～冬

##### ウ 調査方法

(ア) インターネット上での調査を基本とするが、対面での調査を実施する場合は、QRコード遷移によるウェブ調査とすること。

(イ) なるべく季節や観光スポットの偏りが少なくなるようにアンケートを回収すること。

##### エ アンケート項目

(ア) 令和5年度調査をベースとし、項目は協議の上決定するものとする。

令和5年度事業結果：<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/76/70854.html>

(イ) アンケート項目案

性別、年齢、居住地、同行者、一次・二次交通手段、来訪回数、来訪スポット、宿泊日数、前後訪問地、消費額、満足度 等

##### オ 御礼品

回答率を高めるために、回答者全員へ御礼品を用意すること。

## (2) 外国人旅行者調査

調査地点を訪れた海外からの旅行者に対し、調査員の対面によるアンケート調査を実施する。

### ア 調査期間

年2回、夏及び冬のそれぞれ3日間を想定し、協議の上決定する。

### イ 調査地点

市内2地点を想定（松本城、上高地）し、協議の上決定する。

### ウ サンプル数

(ア) 各期間2地点合計で最低400以上、年間合計800以上

(イ) なるべく国・地域の偏りを少なくすること。

※ 非現実的な回答と異常値を除く

### エ 調査方法

(ア) QRコード遷移によるウェブ調査を基本とし、回答画面を作成すること。なお、ウェブに繋がらない場合に備え紙での調査票も用意すること。

(イ) 英語、中国語（繁体字）に翻訳すること。

### オ アンケート項目

(ア) 令和5年度調査をベースとし、項目は協議の上決定するものとする。

令和5年度事業結果：<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/76/70854.html>

(イ) アンケート項目案

性別、年齢、居住地、同行者、一次・二次交通手段、来訪回数、来訪スポット、宿泊日数、前後訪問地、消費額、満足度 等

### カ 御礼品

回答率を高めるために、回答者全員へ御礼品を用意すること。

### キ 実施体制

(ア) 調査の実施に当たっては、適正な調査を行えるよう監督員と調査員を配置すること。

(イ) 監督員は目標とするサンプル数を得られるよう、調査員に対し本調査の手法及び注意事項について十分な説明や指導を行い、調査票の回答に不備が無いよう進捗管理を行うこと。

(ウ) 調査員は英語、中国語対応が可能な者をそれぞれ配置すること。なお、同じ者が英語及び中国語が堪能な場合は、その者が兼ねても良い。

ク 監督員や調査員の日当、調査場所までの交通費、宿泊費を支払うこと。

ケ アンケート結果はとりまとめた後、Excelで加工し納品すること。なお、個人情報が分からないように加工すること。

コ 受託者において各調査場所等の設置者、運営者、管理者等と必要な調整を行うこと。

## (3) 集計及び分析

ア 上記(1)(2)で得られた調査結果を集計し、旅行者の動向を分析し報告書にまとめること。

イ 分析は日本人旅行者、外国人旅行者それぞれについてまとめた上で、比較分析もすること。

ウ 外国人旅行者については、回答のあったすべての国・地域別にまとめること。

エ 必要に応じて性別、年代、居住地等の区分別にクロス集計を行うなど、今後の観光施策の検討に

- 必要と思われる集計・分析を行うこと。
- オ 令和5年度の調査結果等との比較分析も行うこと。
- カ 分析については観光プロモーション課の担当者と協議の上、随時実施すること。
- キ 報告書は単に文字・グラフでの調査結果の羅列とならないよう、図・地図情報なども活用することで利活用しやすくすること。
- ク アンケートの生データはエクセルに見やすいようにまとめ、納品すること。
- ケ 分析にあたっては、過去2年以内に観光動向調査の分析経験がある担当者を分析主任者として配置すること。
- コ 分析結果は松本市公式ホームページへ掲載し、広く周知する。

## 5 業務報告書の提出

- (1) 調査結果を取りまとめ分析した報告書は、中間報告として1度提出し、全体をまとめた最終の業務報告書を履行期限までに1冊提出すること。
- (2) 報告書は紙での納品のほかに、電子データでも納品すること。
- (3) 最終報告書のうち主要な部分を抜粋してまとめた概要版も併せて作成すること。
- (4) 最終報告書の提出を受け、検収に合格後、当該報告書の引渡しを受けるものとする。

## 6 委託料の支払い

委託料は一括払いとし、受注者は最終報告書を提出後、この委託料を請求すること。発注者は当該請求を受領後、30日以内に支払うものとする。

この場合において、適用する消費税率は業務完了日時点のものとする。

## 7 その他

- (1) 受注者は、過去に2年以内に類似業務の受託実績があること。
- (2) 随時、発注者と協議するとともに、本仕様書に定めのない事項に関しては、発注者と受注者の協議によりこれを定めるものとする。
- (3) 受注者は、松本市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (4) 成果品の所有権、著作権、利用権は、本市に帰属するものとする。
- (5) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、本市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (6) 業務完了後、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに本市が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (7) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、本市と協議を行うこと。
- (8) 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (9) プライバシーマークの取得等、適切な個人情報の取扱いに配慮すること。

8 担当

松本市文化観光部観光プロモーション課 担当：市江

TEL 0263-34-8307

FAX 0263-34-3049

※組織改革または人事異動により担当者が変更になる場合があります。